

協定の運用等に関する確認事項

1 専門家会議委員による現地確認

- ・現行の安全協定において、現地確認させることができる職員に「鳥取県原子力防災専門家会議委員(地方公務員法第3条第3項第3号の特別職)」は含まれる。

2 「立入検査」の運用確認

- ・原子力災害特別措置法第32条に規定する立入検査項目について確認する。
- ・確認した事項は地域防災計画にも記載する。

1 概要

鳥取県は、原子力災害対策特別措置法第32条の規定に基づき、この法の施行に必要な限度において、その職員を島根原子力発電所に立入検査させるときは以下の項目について行うものとする。

2 主な想定検査項目

原災法に基づき届出のあった原子力防災要員等の配置状況等及び防災業務計画に定める原子力災害予防対策などの履行状況等について検査を行う。

- (1) 原子力事業者防災業務計画(原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策など)の履行状況等(原災法第7条)
- (2) 原子力防災組織の設置状況(原災法第8条第1項)
- (3) 原子力防災要員の配置等(原災法第8条第3項)
- (4) 原子力防災管理者等の選任(原災法第9条第1項・第3項)
- (5) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備(原災法第11条第1項・第2項)
- (6) その他原子力災害の発生防止対策に必要な事項(原災法第3条)

3 原子力安全文化の育成

- ・島根原子力発電所の安全文化の育成に当たっては、万が一事故が起これば、避難や健康被害等に対して不安を抱く周辺地元住民の気持ちも察して育成に努めてもらいたい。このため、たとえば、中国電力の自主的取組である原子力安全文化有識者会議などへ地元代表をいれるなどして、住民の声も反映してもらいたい。

3

4 県民への広報

広報の目的と理念を共有し、それに基づき事務レベルで広報・情報伝達に関する運用を今後詰める。

＜共有理念(案)＞

中国電力が発信する島根原子力発電所に関する情報について、県民の安心感と信頼感が得られ、安全安心に繋がるよう、県民に正確な情報提供を行うことが重要である。

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の締結により、すべてに優先する安全確保の範囲が鳥取県内の周辺地域住民にも拡大されたことを踏まえ、中国電力が報道機関へ情報提供する際には、鳥取県内においても島根県内と同時に資料提供するなど、両県民が同様に情報提供を受ける手段を確保するよう努めるものとする。

4

5 原子力防災対策に対する協力

- ・安全協定は、県民の安全確保等を目的とするが、安全は防災との両輪であり防災が欠落した安全はあり得ない。
原子力事業者が、原子力災害対策について大きな責務を有している。
- ・協定の実効性を確保し、地域防災計画へ反映する。